

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成27年 7月27日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区木津屋橋通烏丸西入東塩小路町579番地27 木津屋橋ビル		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都ステーションセンター株式会社 代表取締役社長 福山 隆夫 TEL 075-365-7516					
主たる業種	貸事務所業	細分類番号				6 9 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年 4月から平成29年 3月まで						
基本方針	エネルギー消費管理の徹底、省エネ設備、器具の導入を今後も積極的に推進し、資源の適正かつ有効な活用を通じて地球環境に優しい企業を目指す。						
計画を推進するための体制	社長をはじめ取締役及び設備担当者を中心としてエネルギーの適正管理、省エネ施策の推進を継続して実施していく。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,356.2 トン	3,992.8 トン			-8.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,609.2 トン	3,586.8 トン			-22.2 パーセント	
	実績に対する自己評価	平成26年~平成28年にかけて段階の照明設備のLED化によりCO2排出量の削減、及び個別空調機の老朽取替に伴いインバーター化を継続実施。(空調機大小含め26年度実績で61台取替)					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	地下街	事業活動に伴う排出の量 (床面積21.97㎡×20)	9.91	9.09			-8.27 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	平成26年~平成28年にかけて段階の照明設備のLED化及び個別空調機の老朽取替に伴いインバーター化を継続して実施していく。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		113.0 パーセント	113.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	通路照明の点灯パターン変更、通路空調温度設定の変更の継続実施、並びに通路照明のLED化、個別空調機の老朽取替に伴いインバーター化の実施。					
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤によるCO2抑制を図るため、全従業員が公共交通機関を利用している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	達成率は100%であり、今後も継続し全従業員が公共交通機関を利用していく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン					
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン					
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン					
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	当社は、平成9年京都駅周辺を美しくする会発足と同時に、市民ぐるみ運動のテーマの一つ、「街を美しくしよう」の実践活動として、又、環境保全活動の普及を推進し、環境保全についての関心と理解を深めるため、区民、事業者、行政の3者で街頭啓発と周辺地域の清掃活動を継続して実施している。また京都・梅小路みんながつながるプロジェクト(京都・梅小路まちづくり推進協議会)に参加2団体、アドバイザーに京都市(総合企画局、建設局、下京区役所)参加						
特記事項	平成26年度からのCO2排出量について、排出量が大幅に低減しているのは、飲食店舗の動力電源と当社の個別空調機の電源が、同一の積算電力計で計測していたが、25年度末リニューアル工事によりテナント管理権限を分離したためである。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。